

## 新型コロナウイルス感染症 緊急事態措置実施区域への追加にあたって

本日、兵庫県は、新型コロナウイルスに関する緊急事態措置実施区域に追加されました。年明け以降の感染の急拡大を受け、大阪府、京都府の知事とともに緊急事態措置実施区域への追加を要請していたところ、政府には迅速な対応をいただきました。

県内では、200人を超える新規感染者が連日確認され、重症病床使用率が60%を超えるなど医療体制も非常に厳しい状況となっています。

県民の皆様には、本県が緊急事態措置実施区域になるほどの危機的状況であることを認識していただき、明日から2月7日までの間、次の取組にご理解、ご協力をお願いします。

### 1 営業時間の短縮等

- 飲食店等の20時までの営業、酒類の提供は19時までとすることについて特措法に基づき要請します。
- 劇場、集会場、運動施設、遊技場などの施設の20時までの営業、酒類の提供は19時までとすることについて、ご協力をお願いします。

### 2 外出自粛

- 緊急事態宣言対象地域をはじめ、感染リスクのある場所への出入りの自粛、特に20時以降の不要不急の外出の自粛を強くお願いします。

### 3 テレワーク等の推進

- 在宅勤務（テレワーク）などにより「出勤者の7割削減」をお願いします。

### 4 イベント開催要件の見直し

- 人数上限5千人、かつ屋内にあっては収容率50%以下、屋外にあっては人との距離の十分な確保をお願いします。

間もなく阪神・淡路大震災から26年を迎えます。今回のコロナ禍は、大災害に匹敵するほどの大きな社会的・経済的影響を及ぼしていますが、あの震災を乗り越えた兵庫だからこそ、県民・事業者一人ひとりが強い思いで取り組むことにより、必ずやこの難局を克服することができます。

今こそ兵庫の総力を結集し、県民の生命を守り、この危機とともに立ち向かってまいりましょう。

令和3年1月13日

兵庫県知事

井戸敏三